

資料参考

箕面市キャッシュレス決済業務（指定納付受託業務）委託仕様書

1. 業務内容

主な業務は以下のとおりとする。各業務の詳細については後述する。

- ・キャッシュレス決済を行った対象の歳入科目等に係る地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託業務

※「業務（2）」において共同提案する場合は、共同で企画提案すること。

共同提案の場合は原則として、対応窓口を1箇所に統一すること。

2. 履行場所及び台数

計4台 ※内訳は以下のとおり

履行場所	開庁時間	POSレジ及び キャッシュレス決済端末
本庁1階 市民部窓口課 (所在地：箕面市西小路4-6-1)	月～土曜日 8:45-17:15	卓上型 2台
豊川支所 (所在地：箕面市粟生間谷西1-2-1)	月～金曜日 8:45-17:15	卓上型 1台
本庁別館1階 総務部税務室 (所在地：箕面市西小路4-6-1)	月～金曜日 8:45-17:15	卓上型 1台

3. スケジュール（予定）

2023年 11月	12月	2024年 1月	2月	3月
	▼契約			
	→ 現地調査、設置準備等		▲機器設置	
	→ マニュアル作成、研修実施		▲運用開始	
			→ 指定納付受託業務、保守・サポート業務	

4. 業務の内容

キャッシュレス決済に伴う指定納付受託業務

①基本事項

- 受託者は、地方自治法第231条の2の3に規定する指定納付受託者となること。
- 指定納付受託者として納付の委託を受けた納付額については、月単位にて入金明細書を作成し、別途定める納付日までに本市に提出すること。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。
なお、入金の際の振込手数料は指定納付受託者が負担すること。
- キャッシュレス決済の納付額は、キャッシュレス手段を問わず、毎月末日を締め日として集計し、翌月中に本市が指定する口座に振り込むこと。なお、振込手数料は、受託者が負担すること。
- 履行場所単位で一括納付すること。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。
- 手数料の請求は、決済サービスごとの額を受託者において取りまとめ、履行場所

ごとに本市へ一括請求すること。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

② 掲示物

対応可能なキャッシュレス決済サービスがわかる掲示物を受託者負担にて提供すること。また、キャッシュレス決済サービスに変更があった場合も同様とする。

5. 特定提案

(1) 本業務を実施するうえでの個人情報保護の取組み内容を記載すること。

(2) 決済について記載すること。

・決済サービス毎の1件あたりの手数料の料率はいくらか。

※決済サービスごと（取消の場合は1件ごと）の手数料に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

※なお、以下の決済サービスの平均料率が3.5%（小数点以下切捨て）を超える場合は、他の評価項目の評価に関わらず失格とする。

国際ブランド	VISA、JCB、MasterCard
電子マネー	交通系 IC (ICOCA, Kitaca, Suica, PASMO, TOICA, manaca, SUGOCA, nimoca, はやかけん)、iD、nanaco、WAON、楽天Edy、Quicpay
コード決済	PayPay、楽天ペイ、d払い、メルペイ、auPAY

・決済サービスの最低決済件数（基本料など）はあるか。

(3) 市への証明手数料等の納入

・収納金入金確認後、収納金額に決済手数料率を乗じた額（税込）について、支払い形式はどのような形式か。

※原則として収納金入金確認後、収納金額に決済手数料率を乗じた額（税込）について、受託者の請求を受けて市が支払う形式とすること。

ただし、請求書による支払ではなく、収納金等を指定の口座に振り込む際に、決済手数料相当額を相殺して振込むことを提案し、市が承認した場合は、この限りではない。

・納入頻度（例：月●●回）及び納入時期（例：翌月●●日）はいつか。

(4) 独自の有用な提案

その他独自の有用な提案があれば、その内容を記載すること。

6. 契約

(1) 契約締結に際し、受託者は、地方自治法第231条の2の3第1項に定める指定納付受託者となり、キャッシュレス決済による支払いを行った納入義務者に代わって当該歳入を納付する事務を行うこと。

(2) 契約期間は5年（長期継続契約）とする。

(3) 原則として契約終了時点より5年間にわたり、本契約に係る情報（書類・データ）を保存すること。

7. その他の事項

(1) 指定納付受託業務の対象とする歳入及びその取扱状況（令和4年度実績）について
指定納付受託業務の対象とする歳入とその取扱状況は別表のとおり。

(2) その他

本仕様に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、本市と本業務の受託者で協議のうえ決定する。

別表

指定納付受託業務の対象とする歳入及びその取扱状況（令和4年度実績）は、以下のとおり
 ※想定されるキャッシュレス割合は25%

令和4年度実績値

1. 証明手数料

①窓口課

科目	適用	本庁		豊川支所		合計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
戸籍手数料	全部事項（謄本）	7,372	3,317,400	1,057	475,650	8,429	3,793,050
	個人事項（抄本）	1,513	680,850	254	114,300	1,767	795,150
	除籍全部事項	632	474,000	43	32,250	675	506,250
	除籍個人事項	15	11,250	1	750	16	12,000
	除籍謄本	431	323,250	31	23,250	462	346,500
	除籍抄本	5	3,750	0	0	5	3,750
	原戸籍謄本	1,649	1,236,750	185	138,750	1,834	1,375,500
	原戸籍抄本	12	9,000	2	1,500	14	10,500
	受理証明	417	145,950	31	10,850	448	156,800
	記載証明	43	15,050	7	2,450	50	17,500
	婚姻上質	3	4,200	0	0	3	4,200
	一部事項証明	7	3,150	0	0	7	3,150
住民基本台帳手数料	住民票の写し	26,592	7,977,600	6,185	1,855,500	32,777	9,833,100
	記載事項証明	1,418	425,400	435	130,500	1,853	555,900
	戸籍の附票	718	215,400	72	21,600	790	237,000
	人口統計	0	0	0	0	0	0
	閲覧	819	245,700	0	0	819	245,700
	その他	19	5,700	0	0	19	5,700
	独身証明	78	23,400	5	1,500	83	24,900
印鑑登録証明手数料	17,031	5,109,300	5,083	1,524,900	22,114	6,634,200	
後見・保佐証明手数料	594	178,200	73	21,900	667	200,100	
破産証明手数料	623	186,900	73	21,900	696	208,800	
住民票の写し広域交付手数料	59	17,700	17	5,100	76	22,800	
印鑑登録手数料	3,733	1,119,900	626	187,800	4,359	1,307,700	
徴税手数料	課税証明書	4,538	1,361,400	1,627	488,100	6,165	1,849,500
	非課税証明書	335	100,500	295	88,500	630	189,000
犬の登録手数料	24	99,000			24	99,000	
合計		68,680	23,290,700	16,102	5,147,050	84,782	28,437,750

②税務室

科目	証明書種類	合計	
		件数	金額
徴税手数料	評価・公課	7,257件	1,493,400
	課税証明	4,022件	1,206,600
	納税証明	1,347件	404,100
合計		12,626件	3,104,100円